

令和 7 年 執 行
鹿 児 島 県 議 会 議 員 補 欠 選 挙
(志 布 志 市 ・ 曾 於 郡 区)

立 候 補 届 出 関 係 諸 用 紙 綴

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

候補者届出用紙一覧表

番号	種 別	枚 数	備 考
1	候補者届出書（本人届出）用紙	1	
2	宣誓書用紙	1	
3	通称認定申請書用紙	1	
4	候補者届出書（推薦届出）用紙	1	推薦届出の場合のみ
5	候補者推薦届出承諾書用紙	1	同 上
6	選挙人名簿登録証明書用紙	1	同 上
7	所属党派証明書用紙	1	
8	選挙事務所設置届用紙	2	
9	選挙事務所異動届用紙	2	
10	出納責任者選任届用紙	1	
11	公営施設使用の個人演説会開催申出書用紙	10	
12	報酬を支給する者の届出書用紙	5	
13	選挙運動費用収支報告書用紙	12×1組	
14	開票立会人となるべき者の届出書用紙	1	
15	開票立会人となるべき者の承諾書用紙	1	
16	選挙立会人となるべき者の届出書用紙	1	
17	選挙立会人となるべき者の承諾書用紙	1	
18	選挙運動のために使用するビラの届出書用紙	1	
19	委任状	1	

候補者届出用紙記載上の注意

- 1 黒色又は青色のペン又はボールペンで、明確に楷書で記載すること。
- 2 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名を記載し、ふりがなをつけること。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用することは差し支えない。（例：濱，澤 →浜，沢）
- 3 「本籍」，「住所」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- 4 「生年月日」欄の（満 歳）内には、選挙期日現在の満年齢を記載すること。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 6 「党派」は、自己の所属する政党その他の政治団体の名称を記載する。この名称とは所属党派証明書に記載してある政党その他の政治団体の名称である。また、当該政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合には、当該名称のほか、字数20字以内の略称を併せて「（略称）〇〇」と記載すること。なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であることは当然であるが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は「無所属」と記載すること。
- 7 「職業」欄は、なるべく詳細に記載すること（公務員→〇〇市民生委員）。
- 8 印鑑を使用する場合は明確に捺印し、全期間、各書類を通じ同一のものを使用すること。
- 9 交付したそれぞれの用紙が不足する場合は、適宜コピーして使用すること。

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区） 候補者届出書（本人届出）

候補者	氏 （ふりがな） 名		性別	
本籍				
住所				
生年月日	年 月 日 生		（満 歳）	
党派			職業	
一のウェブサイト等のアドレス				
選挙	令和七年十一月三十日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）			
鹿児島県議会議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名				
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和七年 月 日

氏 名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）選挙長 米田 司春 殿

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
 - 二 法第八十六条の第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
 - 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載しなければならない。
 - 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
 - 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
 - 六 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
- ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

宣誓書

私は、令和七年十一月三十日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により同選挙の志布志市・曾於郡区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和七年 月 日

住 所

氏 名

通称認定申請書

候補者氏名

呼称

令和七年十一月三十日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）において、公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和七年 月 日

住所

氏名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）選挙長 米田 司春 殿

備考

この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示すること。

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区） 候補者届出書（推薦届出）

候補者	氏 （ふりがな） 名		性別
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日生 (満 歳)		
党派	職業		
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和七年十一月三十日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
鹿児島県議会議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本		

右のとおり推薦届出をします。

令和七年 月 日

推薦届出者 住所

氏名

年 月 日生

推薦届出者 住所

氏名

年 月 日生

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）選挙長 米田 司春 殿

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
 - 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
 - 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載しなければならない。
 - 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
 - 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
 - 六 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
- ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者推薦届出承諾書

令和七年十一月三十日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における
候補者となることを承諾します。

令和七年 月 日

住所

氏名

推薦届出者

殿

選挙人名簿登録証明書

氏名

住所

右の者は、本
証明する。
において令和七年
月
日現在における選挙人名簿に登録されていることを

令和七年
月
日

都 道
府 県

市 郡

村 町

選挙管理委員会委員長

印

所属党派証明書

氏名

住所

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和七年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

令和7年

月

日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

2 事務所の所在地

鹿兒島県 市 町 村 番地
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備考

- 1 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 3 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 4 公職の候補者又は推薦届出者が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 7 年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 7 年 月 日

備 考

- 1 この届出は，県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 選挙事務所を設置し得る者は，候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 3 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 4 公職の候補者又は推薦届出者が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備 考

- 1 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 公職の候補者又は推薦届出者が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備 考

- 1 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 公職の候補者又は推薦届出者が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 7 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松 下 良 成 殿

選任者 住 所
氏 名

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 7 年11月30日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における
出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第 3 項の規定により届
け出ます。

記

出 納 責 任 者	
氏 名	
住 所	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 7 年 月 日
候 補 者 氏 名	鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

- 備 考
- 1 出納責任者は、この届出がされた後でなければ、公職の候補者の推薦支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄付を受けることもできない。
 - 2 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
 - 3 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
 - 4 推薦届出者が出納責任者を選任した場合で、推薦届出者が数人あったときは、その代表者たることを証する書面を添付すること。
 - 5 公職の候補者又は推薦届出者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙管理委員会
委員長 殿

公営施設使用の個人演説会開催申出書

候補者	選挙別及び 所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙 (志布志市・曽於郡区)		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年	月	日	午後 前後 午後 前後 時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前２日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第３項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙管理委員会
委員長 殿

公営施設使用の個人演説会開催申出書

候補者	選挙別及び 所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙 (志布志市・曽於郡区)		
	ふりがな 氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年	月	日	午後 前後 午後 前後 時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前２日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第３項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙管理委員会
委員長 殿

公営施設使用の個人演説会開催申出書

候補者	選挙別及び 所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙 (志布志市・曽於郡区)			
	ふりがな 氏名		党派別		
	住所				
	連絡先	電話番号	局	番	
使用すべき施設					
開催すべき日時	令和7年	月	日	午後 前後 午後 前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分					

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前２日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第３項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日				
選挙管理委員会 委員長 殿 申出人 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者 氏 名				
公営施設使用の個人演説会開催申出書 公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。				
候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 時 分まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は県負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屈 出 書

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屈 出 書

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

鹿兒島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屈 出 書

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

鹿兒島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屈 出 書

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

鹿兒島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

屈 出 書

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

鹿兒島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動費用収支報告書

1 令和7年11月30日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）

2 公職の候補者 住 所

氏 名

3 月 日 から 月 日 まで （第 回分）

4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月 日		金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
		円						
計	寄 附							
	その他の収入							
	計							
前回計	寄 附							
	その他の収入							
	計							
総額	寄 附							
	その他の収入							
	総 計							

参 考	
-----	--

5

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月 日		金額又は見積額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
					住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
		円							
計	立候補準備の ための支出								
	選挙運動の ための支出								
	計								
前回	立候補準備の ための支出								
	選挙運動の ための支出								
	計								
総額	立候補準備の ための支出								
	選挙運動の ための支出								
	総 計								
支出のうち公費 負担相当額		項 目			単価 (A)	枚数 (B)	金額 ((A)×(B)=(C))		
		ビラの作成			円	枚	円		
		ポスターの作成			円	枚	円		
		計					円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ及びポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（以下参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計金額を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出(ビラ及びポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1. 令和7年11月30日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）

2. 公職の候補者 氏 名

3. 出納責任者 氏 名

備 考

- 1 「区分」の欄は、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的

1 令和7年11月30日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備 考

- 1 「支出の費目」の欄は、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休伯費、雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与費等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年十一月三十日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者（党派 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承 諾 書

令和七年十一月三十日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における開票立会人となるべきことを承諾します。

令和七年 月 日

住 所

氏 名

候 補 者

殿

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和七年十一月三十日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）

立会いすべき選挙区

選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）候補者（党派 氏 名

鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）選挙長 米田 司春 殿

備考

公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承 諾 書

令和七年十一月三十日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和七年 月 日

住 所

氏 名

候 補 者

殿

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 令和7年11月30日執行鹿児島県議会議員補欠選挙
(志布志市・曾於郡区)

候補者 住所

氏 名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますから
お届けします。

記

- 1 ビラの記号
- 2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）
- 3 ビラの添付 （5枚）

- #### 4 ビラの頒布責任者

住所

氏 名

- ## 5 ビラの印刷者

住所

氏 名 (法人の場合名称)

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

委 任 状

私は, _____ を代理人と定め,
下記事項を委任します。

記

委任事項 (_____)

令和 年 月 日

住 所 :

氏 名 :

(届出の名義人の署名又は記名押印)